第3回入善町農業委員会議事録

平成26年10月7日午後1時30分から第3回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 15名

 1番 綿 利秋
 3番 笹原信一
 4番 塚田周一
 6番 柳澤勝譽志

 7番 寺崎敏明
 8番 鍋嶋太郎
 9番 紺田與規一
 10番 愛場正利

 11番 窪野俊和
 12番 酒井良博
 13番 松原二美榮
 14番 上島幸夫

15番 野 島 浩 17番 中 島 由起子 18番 手 塚 喜志子

欠席委員

2番 中島茂樹 5番 長田 昭 16番 市森孝義

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1 会期及び議事日程の件

日程第2 議事録署名委員決定の件

日程第3 議案第7号 農地法第5条の規定による意見進達について

日程第4 議案第8号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第9号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長(鍋嶋 太郎)

皆さまご苦労様です。天候も良く、台風の影響も大きくなく、安堵しているところであります。早く台風の時期が終わって欲しいものです。刈り取り作業について、米が落ち着き、豆の時期が始まっております。忙しい時期が続きますが、農業委員会の旅行についても日程調整をお願いします。

さて、米の価格が低いことに対して、国の対応が気になるところではあります。ナラシについて、例年ですと翌年6月に支払われますが、前倒しで翌年5月という話になってきております。更に、前倒しして、年内に出来ないかと農業会議でお願いしているところであります。また、ゲタについても、見直しがあるようですので、米の価格の下落対策について、注視していきたいと思います。

本日は、その他で、農協より、今年の米の品質や出荷状況について報告がありますので、よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは第3回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事

日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5終了までといたしたいと 思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

-- 議事録署名委員決定の件 --

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。6番柳澤委員と7番寺崎委員に決定 いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第7号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事 務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第7号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を 求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号は1から5までありますが、1つの申請ですので、あわせて説明いたします。

譲渡人は、入善町一宿○○番地の○○さん、入善町一宿○○番地の○○さん、入善町一宿○○番地の○○さん、入善町一宿○○番地の○○さん、入善町一宿○○番地の○○さんの計5人で、譲受人は黒部市荒俣○○番地の○○株式会社です。

転用目的は「陸砂利採取」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

申請者の〇〇株式会社は、土木建築請負業をはじめ、土石採取・販売業など様々な分野の事業を行っている会社ですが、今回の申請地で、陸砂利資源開発と併せて、土壌改良及び圃場整備を行う計画としたことから、今回の転用申請となりました。

今後、2ヵ年の計画期間で、20,754㎡の申請地から112,111㎡の砂利を採取し、134,533㎡の土砂を埋め戻す計画であります。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「陸砂利採取のための一時的な利用」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のcによる、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」であり、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

砂利の採取を目的とする一時転用ですが、転用期間内に確実に当該農地を復元することが担保されており、農地の復元に関する計画が、当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する見地からみて適当であることから、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要である」と

認められ、申請地は適当であると考えます。

申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、隣接耕作者、地区代表者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、農業委員の意見書の確認印については、柳澤委員にいただいております。

以上1件です。よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

柳澤委員

申請に基づきまして現地を確認しました。内容については、事務局の説明のとおりでありますので問題ないと思います。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

笹原委員

一時転用の期間はどれだけですか。

事務局

この案件では、許可から2年間を予定しています。

愛場委員

掘削の深さはどれだけですか。

議長(鍋嶋 太郎)

富山県常任委員会での説明によりますと、掘削中に地下水が出てきたら掘削は止めなければいけないことになっています。

愛場委員

実際に地下水に影響が出てからでは遅いので、明確な基準を示してもらいたいものです。

寺崎委員

新屋地区でも、陸砂利採取を行ったことがあります。その時は、地下水が出ないよう約束をし、度々 現地を確認して対応していました。

議長(鍋嶋 太郎)

では今回も、採取中は農業委員で現地の確認をしていきましょう。

議長(鍋嶋 太郎)

他にご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第7号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、 ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第8号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から 説明をお願いいたします。

事務局

議案第8号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成26年10月7日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は新規1件の申請です。

申請番号1番。舟見○○、舟見○○、舟見○○、地目はすべて田、計3筆で面積は3,838 ㎡、貸付人は入善町舟見○○番地の○○さん、借受人は入善町舟見○○番地の○○さん、借賃は10aあたり舟見○○は13,300円、舟見○○は12,100円、舟見○○は14,900円で期間は10年です。

許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。 今回は、農業者年金の経営移譲年金の受給に関係した利用権設定です。よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。

酒井職務代理者

今後、平成27年産に向けて利用権設定が出てくると思いますが、農地中間管理事業を利用すると、どのような手続きとなるのでしょうか。

事務局

農地の貸し手農家から農地中間管理機構への賃借権等の設定については、従来どおり、農用地利用集 積計画で決定します。機構から借り手農家への賃借権等の設定は、農用地利用配分計画として、農業委 員会に意見を聴くものとなり、決定は県で行うことになります。

松原委員

農地の管理が悪い受け手がいるようなので、管理の悪い受け手への対応を考えなくてはいけないのではないですか。

酒井職務代理者

除草対策が上手くいかなかった農家や、経営可能な規模以上に農地を借り受けている農家は、確かに

おられるようです。農協としては、農協主催の会議等で、農用地の管理についても指導していくように したいと考えています。大規模農家は、色彩選別機を利用して1等米の比率を高めていることが多く、 普段の管理に労力を注いでいないという場合もあるのが実情です。ただ、一般の農家に影響があっては 困るので、農協としても継続して指導していきたいと思います。

議長(鍋嶋 太郎)

これについては、毎年開催している農業委員と担い手との意見交換会で議題として話し合いましょう。

愛場委員

委託していく中で、土地改良区の賦課金の未徴収が多く出てきており、問題となっています。本来なら、貸付人と借受人とで話し合い、賦課金の負担者の届出をしていただく必要があるのですが、届出までされておらず、土地改良区としては、従来までの負担者である所有者の方へ督促をしている状態です。

農地の貸し借りの相談は農業委員会で受けているので、その際に、土地改良区の賦課金の負担者を報告するよう依頼することはできないでしょうか。

議長(鍋嶋 太郎)

今後多くなってくると思われる、農地中間管理事業の場合は、土地改良区の賦課金の負担者を明記することになっているので問題はないようです。ただ、従来までの利用権設定の際には、負担者の明記がありません。本来ならば、双方で話し合いをして、負担者を決めてもらうものですが、農業委員会で受ける以上、負担者を明確にするよう対応が必要なのかもしれません。

野島委員

農業委員会や入善町農業公社が、農地の管理や土地改良区の賦課金等について、どこまで強制していけるか、責任を明確にする必要があるのかもしれませんね。

上島委員

小作料に土地改良区の賦課金を含めた金額となっているかどうかが問題ではないでしょうか。土地改 良区の賦課金を含んだ小作料であれば、貸付人が支払うべきだと思いますが。

議長(鍋嶋 太郎)

土地改良区の賦課金の負担者の明確化については、農業委員会だけで決められるものではありませんので、どういう形にしていけばいいのか、土地改良区と調整をしていきたいと思います。

議長(鍋嶋 太郎)

他にご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第8号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第5、議案第9号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。 事務局より朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第9号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求めます。平成26年10月7日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3ヶ月に1度の受付であり、今回は平成26年9月16日受付分について、意見を求めることになります。今回は、農振除外の申請が5件あります。

まず受付番号1番。除外願出者は入善町田中〇〇番地、〇〇さん、譲受人は入善町入膳〇〇番地、〇〇、〇〇さんです。除外対象地は、入善地区田中〇〇の内、地目は田、面積は500 m²で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの出産を機会に一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の○○さんは、現在、町内のアパートで生活していますが、子どもの出産を機会に、父から申請地を借り受けて、実家の付近に一般住宅を新築する計画です。

申請地は、町道に面し50m以内に宅地が存在し、申請面積は500m²と、一般住宅の基準を満たしており、 住宅、車庫、納屋、庭等として利用するため必要な面積です。

敷地の東側に寄せて建設することも検討しましたが、敷地が台形になってしまい、住宅や車庫等を思うように配置できないことから、申請地のような形状としました。

実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいことから、実家の傍で建設する必要があり、農用地区域 以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満 たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は 50m以内に宅地が存在し、町道に面し集団的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、東側の三角形の残地は畑として有効に利用すること、西側の水田については、排水はこれまでどおり確保され、取水口を新設することで道路側溝からの取水を確保すること、南西の端に新たに乗り入れ口を設置することで引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が500㎡と小規模であること、農業用水路上を住宅敷地への進入路として利用しますが、農業用水路施設を破壊しない構造とすることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんぱい事業等の実施済地ですが、平成10年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて、受付番号2番。除外願出者は入善町上野〇〇番地、〇〇さん、譲受人は愛知県名古屋市千種 区今池〇〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇株式会社名古屋エンジニアリングセンターです。除外対象地は、上 原地区上野〇〇の内、地目は田、面積は6㎡で、除外後の用途は携帯電話基地局拡張です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、近年のスマートフォン普及に伴うデータ―通信の増加と、北陸新幹線の開業に向けて、新幹線内での携帯電話の利用に対応するため、既存の携帯電話基地局の拡張が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、この案件は、農振法施行規則第4条の4第1項第21号に該当する、電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する中継施設である携帯電話基地局の増設です。

よって、農振法施行令第8条第1項第4号に規定する、公益性が特に高いと認められる事業に係る施設に該当するため、農振法第10条第4項に基づく農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地として、農業上の土地利用との調整を確認します。

まず、代替性については、既存の携帯電話基地局を活用して設備を増設することで、スマートフォン普及に伴うデータ―通信の増加や、新幹線乗客の携帯電話利用等に対応する計画で、増設する装置本体のみの必要最小限の面積の拡張としていることから、既存基地局の隣接地である必要があり、農用地区域外に適当な土地がないことから、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められます。

次に、農地の集団性の確保については、申請地は町道と用水路に面した農地の北西の隅に位置し、申請面積は増設する機器のみの必要最小限の面積であり、新たに農用地区域から除外される面積が6㎡と非常に小規模であることから、集団的農用地の規模を分断せず、農用地区域内における農用地の集団性の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

続いて、担い手への利用集積については、当該変更に係る土地は、集落営農の農業生産法人である担い手 (所有等農地面積約27~クタール) が貸借し農業経営を行っている農地ですが、除外後においても所有等農地は27~クタールを維持することができます。

また、担い手農家への農用地利用集積に支障を来たさぬよう、入善町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において定めており、農業委員会等で利用集積に関する調整を図っているため、 農業生産基盤整備事業や農地流動化施策に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

最後に、被害防除については、雨水排水は隣接する西側の農業用用排水路へ流すこととしており、新たに宅地となる面積が6㎡と非常に小規模であることから、周辺施設への影響は軽微であり、農用地区域内の法第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

以上のことから、農業上の土地利用との調整が図られており、農振法第 10 条第 4 項に該当するため、 問題ないと考えます。

次に、受付番号3番。除外願出者は入善町上野○○番地、○○さんで、これは自己の所有地を自ら利用するものです。除外対象地は2筆あり、上原地区上野○○、上野○○、地目はどちらも畑、2筆の合計面積は442 ㎡で、除外後の用途は農家住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、町道の改良工事により住宅、農作業場等の移転敷地が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

この案件は、町道の改良工事により、申請者の住宅敷地の一部が道路用地に当たることから、住宅等を道路から後ろに移転しなければならなくなったため、既存敷地内の、農地として利用していた部分2か所を除外・転用して、移転用敷地を確保するものです。

もとの住宅敷地の面積は1,067㎡で、転用後の敷地面積は1,227㎡となるため、移転前より増加します

が、住宅や農作業場、車庫、格納庫、物置等の配置上必要な面積であり、申請面積は適正と認められます。

申請目的が、町道の改良による農家住宅の移転用敷地であり、既存地の残地と合わせて移転用敷地を確保するものであるため、既存地の隣接地である必要があり、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満 たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は敷地全体として2つの町道に面し集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道 設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用用排水路へ排水することとしており、新たに 宅地となる面積が442 ㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に 支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、上野東地区県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成5年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて、受付番号4番。除外願出者は入善町上飯野〇〇番地、〇〇さん、譲受人は、入善町下飯野新〇〇番地、株式会社〇〇です。除外対象地は、飯野地区上飯野〇〇、地目は田、面積は1,011 ㎡で、除外後の用途は資材置場敷地拡張です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、土砂の運搬を主として行う運送業者が、土砂の資材置場敷地の拡張が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の株式会社〇〇は、公共事業等に伴う工事用残土及び埋め戻し用の土砂の運搬を主として行う 運送業者です。

平成25年4月に資材置場敷地を拡張し、新たな土砂のストックヤードを確保したところですが、再び一杯となり、今後の土砂の増加も見込まれることから、さらに敷地を拡張して、十分な土砂置場を確保したいと考えています。

申請地は、1,700㎡の土砂のストックヤードとして利用するため必要な面積と認められます。

土砂の資材置場として既存地と一体的に利用することから、既存の資材置場敷地の隣接地である必要があり、既存地の隣接地において、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満 たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は、既存の敷地に隣接し、黒部川の 堤防と宅地の間にある土地で、資材置場敷地全体として町道に面し集団的農用地の規模を分断しないこ と、周囲の農地について、取水排水が確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用 に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、担い手(所有等農地面積約32~クタール)が貸借し農業経営を行っている農地ですが、除外後においても所有等農地は32~クタールを維持する(農業経営面積0.3パーセント減)ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稲を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの雨水排水に関して、擁壁を設置して土砂置場自体に調整池の機能を持たせ、側溝を設け農業用用排水路へ排水することから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

最後ですが、受付番号5番。除外願出者は入善町新屋〇〇番地、〇〇さん、譲受人は愛知県名古屋市 千種区今池〇〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇株式会社名古屋エンジニアリングセンターです。除外対象地は、 新屋地区新屋〇〇の内、地目は田、面積は27.4 ㎡で、除外後の用途は携帯電話基地局です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、北陸新幹線の開業に向けて、新幹線乗客の通話エリアをカバーするため、新幹線の高架沿いに、新たな携帯電話の基地局が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、この案件は、農振法施行規則第4条の4第1項第21号に該当する、電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する中継施設である携帯電話基地局です。

よって、農振法施行令第8条第1項第4号に規定する、公益性が特に高いと認められる事業に係る施設に該当するため、農振法第10条第4項に基づく農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地として、農業上の土地利用との調整を確認します。

まず、代替性については、新幹線乗客の携帯電話利用等に対応する目的から、基地局の設置場所は新幹線高架の沿線でなければならないため、農用地区域外に適当な土地がないことから、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められます。

次に、農地の集団性の確保については、申請地は農業用水と道路に挟まれた小規模な農地であり、申請面積はアンテナ、無線用機器等敷地、設備の保守やメンテナンス作業用スペースとして必要最小限の面積であり、新たに農用地区域から除外される面積が27.4 ㎡と小規模であることから、集団的農用地の規模を分断せず、農用地区域内における農用地の集団性の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

続いて、担い手への利用集積については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用集積が図られておらず、また、担い手農家への農用地利用集積に支障を来たさぬよう、入 善町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において定めており、農業委員会等で利用集 積に関する調整を図っているため、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策に支障を及ぼすおそれがな いと認められます。

最後に、被害防除については、雨水排水は隣接する農業用用排水路へ流すこととしており、新たに宅地となる面積が27.4 m²と小規模であることから、周辺施設への影響は軽微であり、農用地区域内の法第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

以上のことから、農業上の土地利用との調整が図られており、農振法第 10 条第 4 項に該当するため、 問題ないと考えます。 以上、農振除外5件の申請になります。よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第9号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付す ことに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等ございませんか。

それでは、酒井職務代理者より米の作付け状況等の報告をお願いします。

酒井職務代理者

平成26年産米についてご報告いたします。まず、10月3日現在の県内のコシヒカリの状況ですが、県下1等米比率の平均は、約89%となっており、東が高く、西が低い状況であります。これは8月の中下旬に雨があり、暑くならなかったことが要因と考えられます。今年の特徴としましては、カメムシが多かったものの、高温による乳白が減ったことから、1等米比率の上昇につながったものと考えられます。

続きまして、入善町の状況でありますが、10月6日現在、契約数量に対して約90%検査が終了している段階であります。1等米比率は、98.1%であります。この後、種もみにならなかった米が出てくることから、等級比率は若干下がると見込まれますが、昨年の46.8%からはかなり回復できたところであります。管内の中で1等米比率が一番高かったのは、飯野の99.6%であります。一番低いところでも97.3%となりますので、今年は非常に良い出来だったと言えるでしょう。

しかし、農家にとって、米の概算金が昨年から1,800円下がること、加えて、米の直接払交付金が昨年度の15,000円から半額の7,500円になるというダメージがあります。昨年は、年内に直接払いが支払われているところですので、今年もなんとか早く支払ってもらえるよう働きかけているところであります。

収入影響緩和対策でありますナラシについても、富山県農業会議から、年内に支払いをと要望しているとのことですが、農協におきましても、農家への対策としまして、町と協力して、何らかの融資助成を検討しているところであります。何とか今月中に対応策を示したいと思っているところでありますのでよろしくお願いいたします。

事務局

それでは次に、事務局からいくつか説明させていただきます。

まず、先進地視察研修についてです。日程は、11月5日、6日で行います。視察先は、新潟県新潟市の西蒲区農業委員会と、同じ西蒲区にあります有限会社〇〇に行くことにいたします。後日、詳細資料を配布いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、青年等就農計画の認定制度についてです。これにつきましては、認定農業者の新規就農者版といえるものでありまして、新たに農業を始める方が就農等の計画を作成しまして、町長が認定し、この認定を受けた就農者に対し、重点的に支援等を行っていくものであります。従来までは、県で認定を行っておりましたが、制度の改正によりまして、10月から町で認定していくことになります。この認定にあたりましては、関係機関で構成される認定審査会(仮称)で審査を行うことになります。詳細は未定な部分も多いですが、新川管内で定期的に合同開催することとしております。農業委員会の出席につき

ましては、事務局がいいのか、会長がいいのか、申請地区の委員がいいのか、ただ今調整中でありますので、委員が出席することになった際にはご協力いただきますようお願いいたします。

次に、富山県農業委員等研修大会が開催されます。今年は、農業会議設立60周年記念となっておりますので、皆様の参加をお願いいたします。開催日は来月11月26日水曜日で、会場はとやま自遊館ですが、いつものように、役場正面よりマイクロバスを用意いたしますので、役場に集合してみなさんそろって向かいたいと思います。よろしくお願いします。

最後に、利用権の更新についてです。年度末にかけて、利用権の終期を迎える方がおられるところでありますが、入善町農業公社を通している利用権が終期を迎える場合、農地中間管理事業の借受希望者となっている担い手との利用権については、農地中間管理事業へ移行していくこととします。国の制度が農地中間管理事業を推進しておりますので、町も同様としていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

その他、何かご意見等はございませんか。

(全員 意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

では、他にご意見等がないようですので、これをもちまして第3回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、11月4日 火曜日、午後1時30分から行います。

(閉会 午後2時40分)